

1 海外旅行土産

外国で購入したお土産等は最大20万円まで免税が受けられます(酒・香水・たばこは数量制限があります)。

2 引越荷物

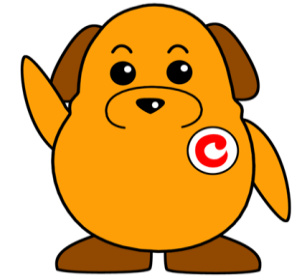
引越荷物は原則免税です

3 少額物品

課税価格の合計額が1万円以下の物品については免税となります。ただし品物の種類によっては免税とならない場合があります。

知っているとお得な輸入品の

減免戻税制度



4 修理品

海外に修理を依頼するとき、輸出時に手続きすると輸入時に減税となります。

5 返品物品

輸入した品物が契約と異なっていた場合等で返品、廃棄する前に手続きすると輸入時に支払った税金の還付が受けられます。

6 代替品

代替品に対する減免税制度はありません。
⑤の制度をご利用ください。

○制度の詳細内容・手続きは裏面をご覧ください



税関

○ 減免戻税制度の概要

対象物品		減免戻税の種類	免税等の範囲	申請期限	内容	提出法定書類	備考
		根拠法令			手続		
① 旅行土産	携帯品 (手荷物で持ち帰る物品)	免税 関税定率法第14条7号	1.数量枠 ①酒類:3本(760ml/本)、 ②タバコ 【居住者】紙巻タバコ外国製、日本製各200本相当(葉巻のみの場合50本、その他のもののみの場合250g)、 【非居住者】居住者の2倍、 ③香水:2オンス 2.金額枠(その他の物品) 海外市価の合計が20万円まで。 なお、1品目毎(例:チョコレート、クッキー等)の海外市価の合計が1万円までは不算入。	入国時	外国旅行で購入したものを持ち帰る場合 (注)免税範囲は「別送品(郵便・宅配便などで送る物品)」との合計 入国時に携帯品・別送品申告書に記載し提出。レシート等を求める場合あり。	携帯品・別送品申告書 C-5360	携帯品
	別送品 (郵便・宅配便で送る物品)	免税 関税定率法第14条7号	外国旅行で購入したものを自宅に送る場合 (注)免税範囲は「携帯品(手荷物で持ち帰る物品)」との合計 入国時に携帯品・別送品申告書2部記載し1部に税関の確認印を受け輸入時に提出するとともに、インボイス又はレシートが必要	入国から6カ月以内	携帯品・別送品申告書 C-5360	別送品	
② 引越荷物	自動車・船舶・航空機 以外の物品	免税 関税定率法第14条8号	制限なし (注)引越しに伴う土産は、上記①の「旅行土産」の範囲で免税となります。	入国から6カ月以内	既に使用した生活用品及び職業用具を、引越しのために本人又はその家族が入国の際に持ち込む場合又は郵送等で送る場合。 「①下欄の携帯品・別送品申告書の提出・確認」に加え、旅券、貨物の明細等が必要	携帯品・別送品申告書 C-5360	引越荷物
	自動車・船舶・航空機	免税 関税定率法第15条1項9号	入国から6カ月以内	入国前に使用していたものを引越貨物として輸入し、入国者又はその家族が自家用として使用するもの(船舶・航空機は使用実績1年以上)。 「①下欄の携帯品・別送品申告書の提出・確認」に加え、自動車等の引越荷物免税申請書3通及び外国での登録書等の提出が必要	携帯品・別送品申告書 C-5360 自動車等の引越荷物免税申請書T-1280	引越自動車等	
③ 個人輸入品	③少額物品	免税 関税定率法第14条18号	課税価格の合計額 1万円まで	輸入申告時	贈答品や通信販売物品など課税価格の合計額が1万円以下の場合(原則として免税。 (但し、酒類、たばこ類及び革製かばん、革製手袋、スキー靴、革靴、ニット衣類等を除く。)) 輸入申告書に記載し申告	なし	少額貨物
	④外国で修理する物品	減税 関税定率法第11条	制限なし	輸出許可の日から1年以内	修理するために日本から外国に輸出され修理後日本に戻ってくる場合 輸出申告時及び再輸入申告時に明細書等を提出 但し、郵送する場合は、事前に最寄りの税関で事前検査を受ける必要あり。	(輸出時)加工修繕輸出貨物確認申告書T-1050 (輸入時)加工・修繕・組立製品減税明細書T-1060	加工又は修繕のため輸出された貨物の減税
	⑤返品する物品 (通信販売物品)	戻し税 関税定率法第20条1項2号	制限なし	輸入許可の日から6カ月以内(やむを得ない理由がある場合、1年以内)	通信販売物品で、品質等が入国者が予期しなかったものであり、輸入時の性質形状に変更を加えていない物を外国へ返品する場合 返送する際に納品書又はカタログ等により通信販売物品であることが確認できる資料、輸入許可書等、税金の領収済納付書が必要 但し、郵送する場合は、事前に最寄りの税関で事前検査を受ける必要あり。	違約品等保税地域搬入届T-1630 違約品等の輸出に係る関税戻し申請書T-1640	違約品等の再輸出の場合の戻し税等

※関税法及び他の法令で規制されるいわゆる「輸入してはならない貨物、輸入制限品」等の物品は輸出入できないことがありますのでご注意ください。

※具体的な手続きについては最寄りの税関の税関相談官にご相談ください。